

第31回蓬萊橋ぼんぼり祭り 出店者募集要項

1. 開催概要

1-1 開催日時

令和6年5月25日(土) 10:00~20:30 ・ 5月26日(日) 10:00~20:00

※少雨決行(荒天延期)

※2日間雨天の場合のみ、6月1日(土)・2日(日)に延期。

※25日、26日のいずれかが晴天の場合は、開催。

1-2 開催場所(出店場所)

蓬萊橋897.4広場

住所: 静岡県島田市南2丁目地先 (JR島田駅南口から車で約5分)

2. 出店概要

2-1 出店募集

(1) 出店料 賛助会員: 売上合計の10% / 賛助会員以外: 売上合計の15%

(2) 出店スペース

① テントの場合、1区画 3m×奥行 3m

キッチンカーの場合、1車両分を準備します

※原則、1事業者、1区画とします。

※出店内容に応じて場所を指定させていただきます。

② テント、机、イスは各自でご用意ください。

③ 出店エリアのゾーニングは観光協会で行います。

④ 電気: 電源はありません。

※必要な方は発電機などご持参してください。

⑤ 火器の使用: 申し込み時に使用有無を教えてください。

(3) 販売品目

① 飲食

② 雑貨販売・体験

③ その他、観光協会が認めたもの

2-2 出店時間について

(1) 出店時間

① 5月25日(土) 10:00~20:30 ② 5月26日(日) 10:00~20:00

(2) 搬入可能時間

両日共通 7:45~9:30 (準備が整い次第販売いただいても構いません)

(3) 搬出時間

5月25日(土) 21:30まで

5月26日(日) 21:30まで

※テント、資材をそのまま置いておいても構いませんが、観光協会では資材の滅失に係る責任は一切負いません。(自己責任でお願いします)

※河川管理者からテント他資材の撤去命令があった場合、観光協会から皆様にご連絡します。その場合は、速やかに撤去いただくようお願いします。

※搬入後、車両は観光協会が指定する関係者駐車場に停めてください。

2-3 出店応募資格

- (1) 島田市内または市外で営業している個人又は団体
- (2) 開催日・延期日の4日、出店が可能な者
- (3) 静岡県暴力団排除条例及び島田市暴力団排除条例に基づき、暴力団構成員及び暴力団準構成員が運営もしくは販売者として従事させる場合は、応募不可。
※暴力団排除条例関係の為、誓約書のご記入もお願いします。
- (3) 飲食物の販売について
 - ① 食品を調理・加工販売する場合は、関係官庁の許可を得ていること。
※許可を得ていない場合は出店できません。「露店営業許可証」が必要です。
 - ② 酒類の販売は可能です。
※会場で販売する場合は、抜栓して提供またコップに酒を注いで提供すること。
※酒類の容器を未開栓のまま販売する場合は税務署からの「酒類販売業免許」が必要。
- (4) 申込期限
令和6年4月30日(火) 18:00まで (厳守)
※申込者多数の場合は、主催者による選考をもって出店者を決定します。
※選考結果は、5月上旬頃にご連絡します。
- (5) 申込方法及び必要書類
この募集要項に同意の上、申込期限までに(一社)島田市観光協会ホームページ掲載の申込みフォームまたは別添申込書からご応募ください。(電話での申し込みは受け付けません)。

4 出店申込に当たっての同意事項

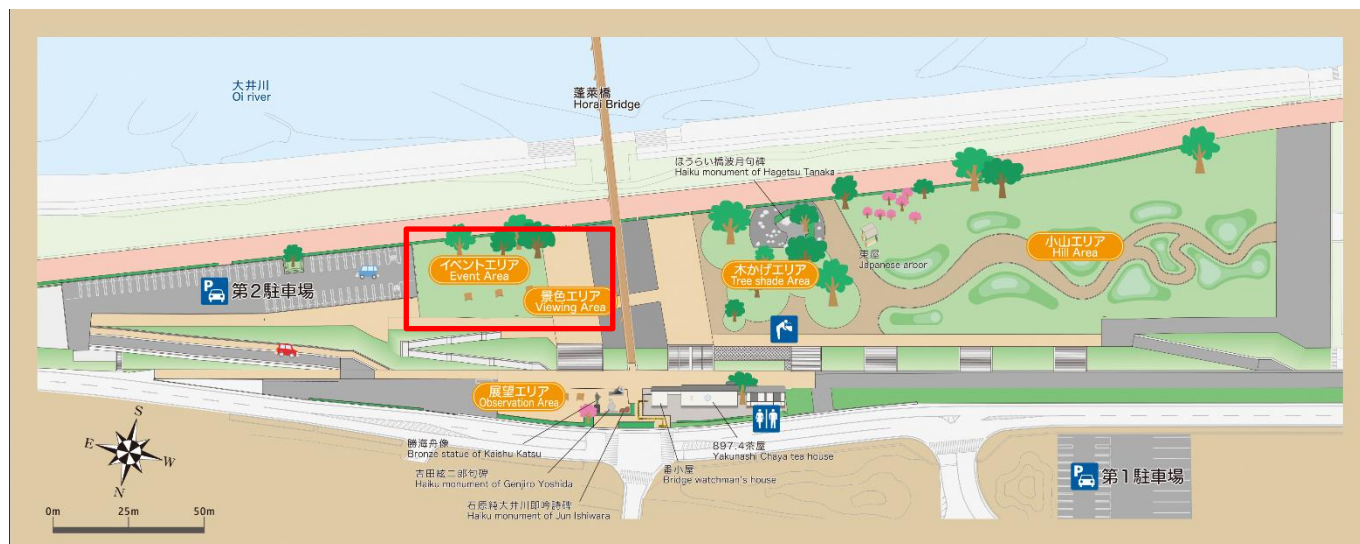
- (1) 開催日の2日間とも出店可能であること。
- (2) 延期予定日の6月1日(土)、6月2日(日)への出店も可能であること。
- (3) 出店者の現場責任者は、出店場所に常駐すること。
- (4) 他の者に出店者の名義貸しをしないこと。
- (5) 出店者は、次に事項について、自らの責任で対処し、解決すること。
 - ① 販売・提供したサービスや商品等に関する苦情・トラブル等が発生した場合
 - ② 食中毒や調理過程、販売等の活動中に来店者等にけがを負わせるなどの事故が発生した場合
- (6) 飲食物の出店や火気を取り扱う出店者は、業務賠償保険等へ加入すること。
- (7) (一社)島田市観光協会は、イベント開催中又は終了後に出店者が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けたときは、出店申込書に記載されている当該出店者の連絡先等を相手方に提供することがあること。
- (8) (一社)島田市観光協会は、出店申込フォームの写し、静岡県暴力団排除条例及び島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の写しについて、暴力団及びその関係者が関与する団体を排除する目的で、島田警察署に提供することがあること。
- (9) 火気器具等(気体燃料・液体燃料・個体燃料及び電気を熱源とする器具等)を使用する出店者は必ず消火器(業務用かつ4号以上の消火器)を出店スペース内に設置すること。火気器具燃料は出店者で用意すること。
- (10) 出店場所は主催者が指示します。
- (11) 会場内の交通安全確保のため、出店エリアに駐車できるキッチンカーは1店舗あたり1台とし、それ以外の出店者は指定場所に駐車すること。
- (12) 提出書類については、警察署・消防署・保健所等の関係機関に提出しますのでご理解ください。

5 注意事項

- (1) 出店内容、活動について保健所、消防署から指示があった場合はこれに従うこと。
- (2) (一社)島田市観光協会への申込みと異なる品物・サービスを扱わないこと。
- (3) 静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の記載事項に違反しないこと。
- (4) 出店に必要な安全対策・衛生対策を行うこと。
- (5) 出店を希望する場合は、ウエイト(重り)等を用意するなど強風対策を講じること。

- (6) 出店区画外での活動（販売、呼び込み、チラシ等の配布、展示など）を行わないこと。
- (7) 搬入・搬出に関する規定、時間を守ること。
- (8) イベント終了後は、出店区画のゴミ拾い等を行うこと。
- (9) 使い終わり又は余った燃料、食材、調味料、氷等を不法投棄しないこと。
- (10) 自団体のゴミは持ち帰ること。
- (11) 出店申込書における虚偽記載等を行わないこと。
- (12) 各自の備品・商品について責任を持って管理すること。
- (13) 駐車場は指定した場所に駐車すること。
- (14) 水を使用する場合は、出店者で用意し、会場近辺の水道設備は使用しないこと。

▽出店場所



【参考_令和4年度 蓬萊橋マルシェイベントの様子】



【お問合せ・お申込み】 (一社) 島田市観光協会
 〒428-0047 島田市金谷新町14-2
 TEL : 0547-46-2844 FAX : 0547-46-2861
 e-mail:kankou@shimada-ta.jp